

〈論文〉

## 米国企業年金基金の会計報告における利害調整機能

宮川 昭 義

### 1. はじめに

企業年金制度（pension plan）は、事業主が従業員に対して退職後の給付をおこない、従業員の勤務期間中に提供された役務に報いるという制度である。当該制度にかかる会計処理は、事業主側の会計処理と事業主とは別に、事業主からの委託を受けた年金基金の会計処理と分けて取り扱う。当該事業主は企業年金制度を設定する組織であり、費用を負担して年金基金への拠出をおこなう。他方、年金基金は事業主からの拠出金を受け取り、制度資産（年金資産）を管理し、年金受給者（退職従業員）への給付支払の財政的な裏付けを担う主体である。企業年金制度に関わる3つの主体と、それらの間の現金の動きを以下の Figure 1 のようになる。

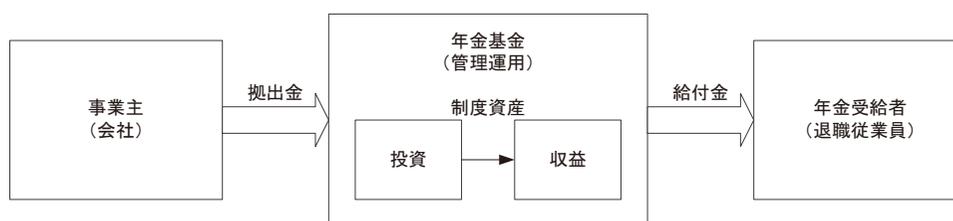


Figure1 事業主、年金基金および従業員の関係

Figure 1 の図のように事業主は年金基金に拠出金の支払いをおこなう（従業員自らがその一部を拠出する場合もある）ことで将来の年金給付の原資を積み立て、年金基金は事業主より拠出された制度資産について投資活動を通じた運用をおこなうことで年金支給日に年金受給者に給付金の支払いをすることに責任を有する。たとえば、当該制度が保険型年金制度であれば年金基金は保険会社になり、信託型年金制度であれば証券会社や信託銀行などの信託会社となる。

本稿で扱うのは、事業主の側ではなく、年金基金の側が明らかにする当該制度にかかる財務諸表についてである。これまで当該制度に関する会計学的議論は、主に事業主側の負債として認識される（または認識されてこなかった）確定給付型年金制度の積立不足をどのようにオンバランスするか、その会計処理のあり方や理論的な裏付けにかかる分析がおこなわれてきた。また、いくつかについては当該積立不足が事業主（会社）の株価形成へマイナスの影響が有意であることを結論づける研究が明らかにされてきた<sup>1</sup>。

しかし、こうした研究が注目されていった背景には、上述のように、本来、事業主側の負債として認識すべき当該積立不足を事業主側としてどのように会計処理するかはもちろんのこと、制度資産を管理運用する年金基金側から提供される情報も未整備であったことから、当該制度にかかる情報が絶対的に不足していたことが挙げられよう。

他方、米国では2009年7月1日以降、会計基準のコード化（Accounting Standards Codification, ASC）が適用されている。これは米国における過去70年の間に公表された2000以上の基準書が約2万ページ以上にもなるため、非常に複雑で使いこなすことはほとんど不可能な代物だったため、これを①米国会計基準の明確化、②リサーチ時間の短縮化、③会計基準のより有効な適用および不適用の防止、④新基準のアップデートの適時性、⑤国際会計基準への統一化をスムーズに行う、⑥XBRL（コンピュータ会計言語）の開発などをサポートすることを目的とし取り纏められたものである。それ以降、米国会計基準は、FASB ASC XXX-XX-XX という呼び方になっており、本稿で扱う年金基金の会計については、ASC960-10-360とされている。しかしながら、その内容はそれまでの各基準を取り纏めたものであることから、当該分析における時系列的な意味合いも加味し、これを従前の呼称にしたがって論を展開していくこととする。

米国における当該領域に関する会計基準は、法的影響（ある意味で政治的影響）を色濃く反映している。本稿の目的は、そうした意味で、米国における退職給付会計の史的展開を、年金基金の側に要求された会計処理と財務諸表のあり方から投影することで当該制度にかかる利害調整の仕組みを明らかにすることを目的とする。

## 2. 年金基金会計の史的展開

米国において、一般に認められた会計原則（General Accepted Accounting Principle, GAAP）として当該制度にかかる会計基準が公表されたのは、1948年の会計研究広報（Accounting Research Bulletin, ARB）第36号「年金制度－過去勤務に基づく年

金費用会計」(ARB36, “Pension Plans: Accounting for Annuity Costs Based on Past Services”)が最初である<sup>2</sup>。ARBは、アメリカ会計士協会(American Institute of Accountants, AIA)による公表物であり、AIAはその後1953年の会計研究広報第43号「会計研究広報の再表明と改訂」(ARB43, “Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins”)にて従前の公表物を取りまとめ、1956年に会計研究広報第47号「年金制度の費用会計」(ARB47, “Accounting for Costs of Pension Plans”)を公表した。

これらは、従前の多様な会計実務を整理することで当該会計情報の混乱を收拾することを企図するものであった。留意すべきは、ARB36では当該制度にかかる過去勤務費用を労働費用として現在および将来にわたって費用処理(費用償却)することを求め、ARB47では保険数理計算に基づいて認識することを推奨するものであった。

AIAは、その後、アメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants, AICPA)と改組され、ARBに代わる会計原則審議会(Accounting Principle Board, APB)による会計原則審議会意見書(Accounting Principle Board Opinion, APBO)が公表されていくこととなった。当該制度にかかるAPBOは1966年に第8号「年金制度費用の会計」(APBO8, “Accounting for the Cost of Pension Plans”)が公表され、その後20年あまり米国における当該会計基準となった。

他方で、米国では1966年以降、当該制度の数が急増し、制度資産および制度負債が増大し、企業会計における当該情報の重要性が高まった。1970年以降では石油ショックやニクソンショックなどにより、企業倒産や運用の失敗で制度加入者(受給権者)に対する権利保護が社会問題化した。これを受けて、1974年に従業員退職所得保障法(Employee Retirement Income Security Act, ERISA)が制定された。これにより、APBO8はERISAの影響を色濃く反映することとなったのである。ERISAは制度加入者の権利保護を法的に担保することで、企業に対する制度負債の債務性を明らかにし、また当該制度の財政状況について公正価値(時価)による報告義務を課したことで、APBO8で認められていた会計基準は、事実上縛られることとなったのである。

1973年には会計基準設定主体が財務会計基準審議会(Financial Accounting Standard Board, FASB)に変わり、当該状況を受けてAPBO8の見直しを求める声が大きくなった。そのためFASBは、財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standard, SFAS)第35号「確定給付型年金制度にかかる会計と報告」(SFAS35, “Accounting and Reporting by Defined Benefit Pension Plans”)および第36号「年金情報の開示 - APBO8の修正」(SFAS36, “Disclosure of Pension Information—an amendment of APB Opinion No. 8”)を公表した。これは、APBO8ではERISAで求められることとなっ

た当該制度にかかる負債性（積立不足）および資産性（積立超過）にかかる情報が財務諸表に認識されない方法も容認していたため、これを修正する目的であった。

SFAS35 は年金基金自体が会計報告をおこなうための会計基準であり、SFAS36 は事業主側の年金会計にかかる財務報告面での修正である。とくに SFAS35 は ERISA に基づく報告様式に則ることで会計監査による無限定適正意見を得るために必要な会計基準であった。その目的は、ERISA 制定の目的として、当該制度の財政状態の公表をとおして、制度加入者（受給権者）への年金給付に経済的能力が担保されているかどうかを明らかにするものである。具体的には、年金給付に利用可能な純資産の期末現在の状況やその期中変動、累積年金給付額にかかる数理計算上の公正価値、制度変更や数理計算上の仮定が変更された場合の影響についてなどである。

SFAS36 は APBO8 で規定されていた当該制度にかかる情報開示に加え、ERISA の影響を受けた SFAS35 に沿った情報を事業主側でも開示することを求めたものである。つまり、当該制度にかかる事業主の会計の側にも間接的であるにせよ法的影響を受けたことと同義となる。SFAS36 はその後、当該制度にかかる事業主の包括的な会計基準として、1985 年に財務報告基準書第 87 号 (SFAS87, “Employers’ Accounting for Pensions”) および同第 88 号「確定給付型年金制度の清算・縮小及び雇用終了にかかる事業主の会計」(SFAS88, “Employers’ Accounting for Settlements and Curtailments of Defined Benefit Pension Plans and for Termination Benefits”) に置き換えられ失効するが、SFAS35 は依然として会計基準としての効力を有する。

ERISA はその後の 2006 年に成立した年金保護法 (Pension Protection Act of 2006, PPA) にて大改革されるが、その背景には企業年金制度の財政悪化にともなって、確定給付型年金制度の財政運営の厳格化および開示の充実、年金給付保証公社 (Pension Benefit Guaranty Corporation, PBGC) の財政立て直し、キャッシュバランス制度の法的立場の明確化等が改めて求められた格好である。当該 PPA は、2006 年に公表された SFAS87 の改訂にあたる財務会計基準書第 158 号「確定給付型年金制度およびその他の退職後給付制度にかかる事業主の会計」(SFAS158, “Employer’s Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans,” SFAS158) にも影響を与えており今日に至っている。以上が米国における当該制度における会計基準の概略的な史的展開である。

### 3. SFAS35 の分析

年金基金は法的にも会計的にも独立の主体であり、年金基金自体が財務諸表を作成する必要がある。当該制度には一般的に二つの制度形態があり、一つは確定拠出型年金(defined contribution pension plan, DC)であり、今ひとつは確定給付型年金(defined benefit pension plan, DB)である。DCは、事業主が一定の数理計算によって決定される金額を年金基金へ每期拠出する制度である。当該拠出金の算定にあたって考慮される要素は、加入者の年齢や従業員の勤務年数や給与水準、事業主の利益などである。当該DCは事業主が拠出する金額のみが費用として確定しており、従業員(加入者)に支払われる最終的な給付に対しては約束されていない。

従業員が最終的に受け取る年金給付額は、当該年金基金に拠出された金額およびその運用収益の累積金額(当該制度を早期脱退した従業員にかかる拠出金を含む)による。つまり、年金基金は事業主から拠出された信託財産を受益者である従業員のために行動する独立した機関(independent third party trustee)であり、当該DCに対する年金基金の責任は、事業主のDCに対する責任とは異なるものの<sup>3</sup>、基本的に加入者たる従業員に対する年金給付額が約束されていない点では同じである。従業員は年金基金へ拠出された信託財産の運用により得られる利益を享受し、逆に損失についても責任を負う。年金基金は信託財産(制度資産)の投資と分配に責任を持つが、それが受託者責任(fiduciary duty)を逸脱していない限りにおいては責任を負わない。

他方、DBにかかる年金基金の会計については、主に当該財務諸表の開示面で要求が多い。当該DBは従業員が退職時に受け取る給付額が年金契約により決められている。一般的に用いられる算定式は、DCの場合と大きく異なるものの、予め制度により確定された年金給付額が従業員の退職時において確実に給付される必要がある。そのため、退職時に約束した年金給付額を給付可能にするには、事業主が現在の拠出金額をいくりにするのかを決める必要がある。つまり、DCの場合は従業員が受益者であるが<sup>4</sup>、DBについては事業主が受益者となる。

これは、当該DBの信託の主な目的は、年金基金が信託財産を保全、運用することによって、事業主が従業員の退職時に負う給付義務を十分に果たせるようにすることにある。したがって、年金基金は事業主とは独立した機関であるものの、この場合はDCの場合と異なり、当該年金基金が保全、運用する信託財産(制度資産)は事業主に帰属することとなる。他方、現時点に退職時に約束した年金給付額を給付可能にする信託財産に満たない部分についても負債として事業主に帰属することになる。

そのため、年金基金が公開する当該 DB にかかる財務諸表は、事業主の責任を明らかにするうえで重要である。そのことから、米国においては年金基金が公開すべき当該 DB にかかる財務諸表の会計基準を SFAS35 として、その後の SFAS87 における当該 DB の財務諸表のひな形を規定したのである。では、実際に SFAS35 において年金基金が当該 DB にかかる財務諸表の公開をどのように規定されているかについて、いくつかの事例を見ながら確認していこう<sup>5</sup>。

まず DB にかかる会計基準において念頭に置かなければならないことは、当該制度の実情に即した処理を選択すべきである。つまり、当該 DB にかかる会計情報の報告のあり方にはいくつかの方法が認められおり、そのうち当該 DB の制度実態に沿った会計情報の提供が求められる。一見すると、きわめて当然のことと理解されようが、情報利用者にとっては当該 DB の制度内容の詳細については理解することが容易ではないことから、年金基金が公開する財務諸表の基礎的情報は、当該従業員とどのような年金契約を結んでいるかについて、情報提供者側（事業主）の責任において提供される場所である。

このことは、SFAS35 の公表にあたって、当該情報に関する企業間の比較可能性を高めるために、企業に対して同様の開示基準を求めることで、当該 DB にかかる財政状態や運用結果なども理解しやすいものとなるように検討が重ねられていたことと重なる。たとえば、損益計算書や貸借対照表にどのように表示させるべきか、また、従前の会計理論、すなわち歴史的原価主義による費用を認識した場合の財政状態とどのように変化するかについても会計情報として明らかにすべきかどうかを議論してきたわけである。

言ってみれば、当該情報は、ある特定の情報利用者（ここでは制度加入者たる従業員）に対してのみ提供されるものではなく、広く会計情報利用者のニーズに沿って明らかにすべきである一般目的アプローチにしたがった規定となっているのである。

ただし、留意すべきは、SFAS35 は当該制度に対する個々の財務諸表の公表を求めるものではなく、あくまで当該制度の加入者およびその他これに関心を有する情報利用者に対して当該制度の現状等について情報の透明性を求めることにある。したがって、SFAS35 では以下に示す 4 つの基本的項目について情報の公開を提案するのである。

- (1) 給付に対して利用可能な純資産のステートメント
- (2) 給付に対して利用可能な純資産の変動に関するステートメント
- (3) 累積制度給付額（累積給付債務）に関するステートメント
- (4) 累積制度給付額（累積給付債務）の変動に関するステートメント

これらの4つのステートメントについては、年金制度情報に精通していない者にとっては特異なものと映るかも知れない。しかしながら、当該ステートメントに関する議論を振り返ると、当該領域に対して関心のある情報利用者に対して十分に詳細な情報の提供に向けたものであることがわかる。その議論のなかで、上記それぞれのステートメントの情報内容の項目や財務状況に関する例示の仕方、および脚注の記載方法について規定されている。また、当該年金制度会計にかかる多くの専門用語に関しても説明されており、当該ステートメントの各項目に関するより明確な理解の必要性に言及している。

ここで推奨されるステートメントについては、「制度年度の最終日」に用意すべきである。ここで「制度年度の最終日」とは、当該制度の発足時を起点とする12ヶ月経過ごとの最終日のことであり、これを給付情報日（the benefit information date）と言う。仮に当該情報が定期的に利用可能である場合には、当該期間における最初の日の情報が求められるかもしれない。この場合には追加的な情報の開示が求められる。つまり、FASBでは年金制度に対して、給付情報日におけるステートメント作成の祭に採用された方法や手続きについて明らかにすることを求めている。このなかには情報の調整にかかる見積もり方法や配分方法についても開示することが望ましいとされる。そのため、年金制度のより詳細な情報の公開を求められるのである。

また、当該ステートメントは発生主義により、従業員に対する給付支払いに供される制度資産の現状にかかる情報が含まれていなければならない。当該ステートメントでは制度資産の内訳を列記すべきであり、当該制度資産については公正価値によって評価がなされ、当該制度負債を減算することで、給付支払いに利用可能な純資産額を算定する。当該純資産額はステートメントの末尾に記載されることとなる。望ましいケースは、制度資産額が制度負債額を十分に超過している場合である。情報利用者は制度給付の支払いに十分に利用可能な純資産額が存在するか否かを中心として関心を寄せることとなる。

すなわち、給付のために利用可能な純資産額を明らかにするステートメントは、次頁のTable1 のようになる。

Table1 年金基金の財務諸表における給付に利用可能な純資産（開示例）

資産	
投資額	\$000,000
預託管理契約額	00,000
未収入金	00,000
現金預金	00,000
総資産	\$000,000
負債	
未払給付額	\$00,000
発生費用	00,000
総負債	\$00,000
年金給付に利用可能な正味資産	\$000,000

上記のステートメントの内訳は情報利用者にとってなじみ深いものである。資産については、投資（Investment）、預託管理契約（Deposit Administration Contract）、未収入金（Receivables）といった内訳とともに、現金預金（Cash）などである。預託管理契約とは、年金制度に含まれる企業と保険会社の間の預託金を示している。積立金が企業によって年金基金に預託され、当該預託金にかかる利息収入を得るとともに、当該預託金および利息収入は退職従業員に対する給付額の支払いに充てられることとなる。また、未収入金とは、年金基金から見て事業主へ遡及する業務上の債権のことである。そしてこれらは一般に、退職従業員に対する年金契約の履行に使用されることとなる。

つぎに負債については、年金基金から見て、将来、退職従業員へ支払うべき債務（Accounts Payable）と当該期間に発生した費用（Accrued Expenses）などで構成され、現に退職従業員へ支給する給付金の原資が、正味利用可能資産（Net Assets Available Benefits）と表示される。

重要性の低い例外はあるものの、年金制度にかかる資産および負債は公正価値によって表示される。これは、結果として一般的なステートメント作成に適用される情報は、伝統的な歴史的な原価主義を適用して作成されたものとは異なるものとなる。

つぎに、Table2はTable1の各資産の内訳と、給付のために利用可能な純資産額を明らかにするために適用される評価基準を示したものである。

Table2 退職給付に利用可能な資産項目の評価基準

年金給付に利用可能な正味資産	評価基準
投資額:	
持分証券	公正価値
負債証券	公正価値
不動産	公正価値
抵当権	公正価値
その他の投資	公正価値
保険契約	ERISA基準
投資契約	公正価値
抛出金等受取債権(未収入金含む):	
事業主からの抛出金	正味実現可能価値
従業員からの抛出金	正味実現可能価値
証券売却による未収入金	正味実現可能価値
国庫補助金	正味実現可能価値
受取配当金	正味実現可能価値
未収利息	正味実現可能価値
その他の受取額	正味実現可能価値
現金預金	正味実現可能価値

ここで Table 2 の投資額 (Investments) とは、当該年金基金が制度資産の運用にあたってポートフォリオの状況を明らかにしたものであり、当該制度資産の評価にあたってはそのほとんどが公正価値 (Fair Value) によりステートメントに示される。また、ここでの公正価値とは、当事者間 (売手と買手) における自発的な取引において決まる金額のことである。持分証券 (Equity Securities) および負債証券 (Debt Securities) は、不特定多数の市場参加者により活発な取引がおこなわれることで一定程度以上の取引規模があり、当該公正価値は測定日における終値で測定することとなり比較的情報が入手しやすい。仮に当該測定日に公正価値が入手できない場合には、測定日以前の市場価格によって公正価値と認識されることとなる。

さらに当該持分証券および負債証券に市場性がない、および不動産や抵当権などそもそも活発な取引が存在しないものについては、同様の資産にかかる売却価額を参考にするか、将来キャッシュフローの割引現在価値を使用することとしている。また、当該年金基金が将来キャッシュフローの割引現在価値を使用する場合には、APB オピニオン第21号「債権・債務にかかる利息」(APB021, “Interest on Receivables and Payable”) に規定される当該割引現在価値の計算にかかる適用可能割引率の決定を参考にすることとされている<sup>6</sup>。

また、ある種の持分証券および負債証券に市場性がまったくない場合がある。この場合の公正価値については、割引計算に適用可能な資本収益率を適用可能であるとしている。

またこの資本収益率が複数ある場合には、その中から、当該持分証券および負債証券と類似のものを選択し、Table3のような算定方法を適用すべきであるとしている。

Table 3 市場性のない負債証券および抵当権の公正価値測定

$$FV = (PP) (PA) + (MV) (PV)$$

- FV = Fair value of mortgage or debt security on interest payment date
- PP = Amount of periodic interest payment
- PA = Present value factor for an ordinary annuity using the effective interest rate per interest payment period
- MV = Maturity value of the mortgage or security
- PV = Present value factor for \$1 using the effective interest rate per interest payment period.

仮に測定日と利払日が異なる場合には、上記FVに以下の調整をおこない公正価値を算定する。

$$VFV = FV + AD - AP$$

- VFV = Fair value on valuation date
- AD = Discount amortization from last interest payment date to date of valuation.
- AP = Premium amortization from last interest payment date to date of valuation

市場性のない負債証券および抵当権については、将来キャッシュフローの現在価値について比較的容易に評価可能な場合がある。測定日および利払日が同じ場合には Table 3 の計算に基づいて当該現在価値が算定可能である。

Table 3 について、FV とは利払日における抵当権あるいは債券の公正価値のことである。PP は定期利払金額、PA は利払期間における実効利率を用いた場合の期末時点における年金額の現価係数 (present value factor) のことである。また、MV は負債証券および抵当権の満期時点における価値を表しており、PV は利払期間における実効利率を用いた場合の \$1 あたりの現価係数のことである。仮に、測定日および利払日が異なる場合については、上記で算定した利払日における抵当権あるいは債券の公正価値に、AD (測定にかかる直近の利払日からの割引償還額 (discount amortization)) と AP (直近の利払日からの特別償却額 (premium amortization)) を調整して求めることとなる<sup>7</sup>。

これらの計算を利用して、Example 1 では抵当権および債券にかかる当該公正価値算定に関する一連の流れを示している。

Example 1 市場性のない負債証券（社債）評価にかかるステートメント

【条件】

1. A社は20X0年12月31日に企業年金制度（確定給付型）にかかる財務諸表を公開することとした。
2. A社の企業年金制度では、20X0年10月1日に社債（額面金額\$500,000、年利率10%、10年満期）への投資運用をおこなっている。なお、当該社債には市場性がないため、市場価格による公正価値の認識はできない。
3. 毎年、4月1日および10月1日に\$25,000の有価証券利息を受け取ることとなっている。
4. 20X0年12月31日にA社は、当該社債に類似する負債証券の適当な実効利率が12%であると決めた。

(20X0年10月1日時点の公正価値)

$$\begin{aligned} \text{FV} &= (\$25,000) (11.46992) + (\$500,000) (0.31180) \\ &= \$286,748 + \$155,900 \\ &= \$442,648 \end{aligned}$$

(11.46992): 期末払年金現価係数(20期間(利払日20回), 実効利率6%(12%÷利払日年2回))  
 (0.31180): \$1あたりの年金現価係数( " " )

(20X0年12月31日時点の公正価値)

$$\begin{aligned} \text{VFV} &= \$442,648 + \$780 \\ &= \$443,428 \end{aligned}$$

\$780:	債券の公正価値	\$442,648
	6ヶ月分の実効利率	× 0.6
	6ヶ月分の利息収入	\$26,559
	6ヶ月分の現金利息収入	25,000
	6ヶ月分の割引償却額	\$1,559
	償却期間	× 3/6
	必要償却調整額	\$780

Example 1によればA社では当該債券には市場性がないため、将来キャッシュフローの割引現在価値を算定することによって公正価値を測定することとした。ここではまず20X0年10月1日（利払日）における公正価値を計算することとなる。その際、利払期間ごとの実効利率が計算上必要となる。また、この例によれば年間の実効利率が12%であり、利払日は半年ごとに到来することとなっている。また、20X0年10月1日から償還日まで10年間であることから、利払日は半年ごとに計20回到来することとなる。すなわち、この計算式に適用される利息係数は、20期間に対して6%の利率に基づくものとなる。

そのため、算定金額である\$442,648は、直近の利払日である20X0年10月1日時点における当該債券の公正価値である。また当該金額は、企業年金にかかる財務諸表の測定日である20X0年12月31日時点の公正価値を測定するために調整されることとなる。そしてこの調整については以下に示されるように調整される。当該調整額である\$780は、12%の実効利率をもとに割引償却後の金額を示している。割引償却期間は20X0年10月

1日から12月31日までの3ヶ月間である。

Example 1に加えて、年金基金はリース資産に対して投資活動をおこなっている場合がある。当該リース資産の公正価値を測定するにあたっては困難がともなうこととなる。この場合に当該制度では将来キャッシュフローの割引金額を当該リース資産の公正価値として選択することが可能である。この場合については、割引金額の算定については Table 4にしたがって求められることとなる。

Table 4 リース資産評価にかかる計算

$$V = (R) (A) + (RV) (P)$$

- V = Fair value of the leased property at rental payment date
- R = Periodic rental payment received
- A = Present value factor for an annuity using the interest rate representative of the risk involved in the lease
- RV = Residual value of the leased asset
- P = Present value factor for \$1 using an interest rate representative of the risk involved in the lease

ここで、Vとは、レンタル料金支払日におけるリース資産の公正価値を示している。Rについては定期的に受け取ることとなっているレンタル料金であり、Aはリース契約に含まれるリスクにかかる代表的な利率を用いた現在価値係数である。またRVはリース資産の残余価値であり、Pはリース契約に含まれるリスクの代表的な利率の\$1あたりの現価係数である。

この算定式にしたがって、将来キャッシュフローの割引価値を用いてリース資産の価値を計算すると Example 2 のようになる。

Example 2 リース資産評価にかかるステートメント

【条件】

1. A社は、長期リース契約の対象となる資産への投資をおこなっている。またA社は12月31日を決算日としている。企業年金制度は、当該リース資産の公正価値を将来キャッシュフローの割引現在価値とすることを決めた。
2. 当初のリース契約期間は10年間であり、20X0年12月31日の時点で残存契約期間は5年間である。
3. 当該リース契約によれば、借り主はA社に対し毎年12月31日に\$100,000のリース料を支払うこととなっている。また、A社の見積もりによれば、リース期間満了時における当該リース資産の残存価値は\$50,000である。
4. 20X0年12月31日の測定日において、A社はすべてのリスク要因を加味した適当なリース利率を12%と見積もった。

(20X0年12月31日時点の公正価値)

$$\begin{aligned} V &= (\$100,000) (3.60478) + (\$50,000) (0.56743) \\ &= \$360,478 + \$28,372 \\ &= \$388,850 \end{aligned}$$

(3.60478): 期末払年金現価係数(5期間(リース期間満了時まで5年間))  
 (0.56743): \$1あたりの年金現価係数( " )

Example 2における当該リース契約は年払いとなっている。したがって、現在価値の認識にあたっては残余契約期間である5年間について測定することとなる。割引計算に用いられる適正な年利率については12%が所与となる。用いられる現価係数については、12%について5年間について考慮する。将来キャッシュ支払額の公正価値計算については以下のように算定される。

将来リース支払料の現在価値は\$360,478であり、見積残余価値の現在価値は\$28,372である。リース使用料については5年間にわたって年払いであることから、当該残余価値については残余期間5年終了時点の合計金額である。したがって、リース契約にもとづく将来キャッシュフローの公正価値は、上記2つの合計金額\$388,850となる。

SFAS60「保険会社にかかる会計と報告」およびSFAS97「売却実現損益に対する保険会社の会計と報告」に定義されているのと同じように<sup>8</sup>、保険契約について規定しているSFAS110「投資契約における確定給付型企業年金の報告、SFAS35の修正」(SFAS110, “Reporting by Defined Benefit Pension Plans of Investment Contracts”)では、公正価値ないしは契約価値のいずれかをERISAの制度目的に沿って報告すべきであるとしている。また当該SFAS110では、保険会社と取り交わされる投資契約についても公正な市場価値によって報告されるべきであると規定している。なお投資契約についてはSFAS97において定義されている。

給付に対して利用可能な純資産について5%超の投資活動については報告義務がある。さらに、重要な当事者間取引についても報告義務がある。当事者間取引とは、当該制度が母体企業、従業員側組織などとの間におこなった取引を指す。

またTable 2の拠出金等受取債権は、年金基金が受け取り可能な債権項目の一部を例示したものである。ここで拠出金とは、当該制度にかかる事業主および従業員から得られることが期待される金額である。これらの金額については形式に則った契約およびその他の法的要求によって証明される。さらに、事業主による契約は当該債権の発生を支持するのに十分な証明になるかもしれない。この後者の例については、当該金額が形式的な契約を設立することで決定可能である場合がある。正規の契約がいかなるものかについて指針を提供している審議会は、以下のいずれかの状況に分類している。

- (1) 事業主を監督する団体が指定寄付金を承認する。
- (2) 事業主が過年度に対する支払に関係する積立制度にしたがって期末後に制度に対して寄付をおこなう一定の政策を有する。
- (3) 当該支払額が事業主によって企業年金に報告する以前に連邦所得税より控除される。

(4) 事業主が企業年金に報告する日と同時に事業主の帳簿に当該寄付金が報告される。

通常の拠出債権は、現金等価物と評価される。現金預金はそのものが公正価値である。SFAS35では、当該制度で運用される資産については、その減価償却累計額についても報告するよう求めている。ここで運用資産には、年金基金の活動に供される家具や備品などの設備や建物が含まれる。

FASBは年金給付に利用可能な正味資産の財政状況において、負債の表示方法については細かな規定を設けていない。しかしながら、SFAS35の結論の根拠（Appendix C）において、FASBは年金給付に利用可能な正味資産を定義し、それが制度資産から制度負債を控除したものであるとしている。ただし、従業員に対する累積制度給付総額については、年金制度の目的に照らして会計上の負債であるとは考えないとしている。つまり、結論の根拠（Appendix D）で示されるステートメントにおいて、年金給付に利用可能な正味資産がマイナスとなる場合に会計上の負債であるとしているのである。

累積給付額の認識測定について、期末時点と期首時点の情報のどちらが適正であるかについては以前から議論があった。こうした議論を受けて、SFAS35ではアクチュアリーが期末時点あるいは期首時点のいずれかを決定することで累積給付額の数理計算上の現在価値を示すこととしている。ただしFASBは期末時点の給付情報を使用することを推奨している。その理由としては、会計士とアクチュアリーが当該測定目的で期末時点に摺り合わせる事が適当であると考えているためである。しかしながら、現実にはほとんどの数理計算は期首時点でおこなわれているケースが多い。

FASBは期末時点の給付情報を推奨しながらも、当該制度が年金給付に利用可能な正味資産の状況を開示するのに期首時点の給付情報の方が適当であると判断した場合には、FASBは追加の財政状況を明らかにすることで対応することとしている。したがって、当該制度が期首時点の当該正味資産の状況を開示するにあたっては、前年度の期首時点における正味資産との変化の状況がわかるような資料を準備する必要がある。

以上のことを Example 3 を用いて説明してみよう。

Example 3 ステートメントの予備情報

【条件】

1. A社は、12月31日を決算日とする会社である。A社は、20X3年12月31日にSFAS35に基づいて当該年金基金の財務諸表を公開予定である。

2. 20X3年12月31日時点における年金給付状況および年金資産の運用状況は以下のとおりである。

	取得原価	公正価値
米国債	\$2,800,000	\$3,500,000
社債	6,350,000	7,300,000
優先株:		
A社	1,800,000	2,100,000
それ以外	4,300,000	4,800,000
普通株		
A社	2,300,000	2,900,000
それ以外	8,950,000	9,550,000
抵当権	1,500,000	1,600,000
不動産	1,600,000	2,500,000
	<u>\$29,600,000</u>	<u>\$34,250,000</u>

3. 20X3年12月31日時点における当該年金基金への拠出金(未収入金含む)は以下のとおりである。

事業主からの拠出金	\$300,000
従業員からの拠出金	100,000
証券売却による未収入金	500,000
国庫補助金	150,000
受取配当金	50,000
未収利息	125,000
	<u>\$1,225,000</u>

4. 当該年金基金の20X3年12月31日時点における現金預金は、\$300,000である。

5. A社は、X保険会社との間に20X3年12月31日時点において\$3,500,000の保険契約を結んでいる。

6. 当該年金基金の20X3年12月31日時点における負債状況は以下のとおりである。

未払給付額	\$80,500
発生費用	44,500
	<u>\$125,000</u>

A社の年金給付に利用可能な正味資産のステートメント  
(20X3年12月31日)

資産:

投資額(公正価値ベース)		
米国債	\$3,500,000	
社債	7,300,000	
優先株:		
A社	2,100,000	
それ以外	4,800,000	
普通株		
A社	2,900,000	
それ以外	9,550,000	
抵当権	1,600,000	
不動産	2,500,000	
総投資額(公正価値)		\$34,250,000
保険契約(公正価値)		3,500,000
		<u>\$37,750,000</u>
拠出金等受取額(未収入金含む)		
事業主からの拠出金	\$300,000	
従業員からの拠出金	100,000	
証券売却による未収入金	500,000	
国庫補助金	150,000	
受取配当金	50,000	
未収利息	125,000	
		1,225,000
現金預金		300,000
総資産		<u>\$39,275,000</u>

負債:

未払給付額	\$80,500	
発生費用	44,500	
総負債		\$125,000
年金給付に利用可能な正味資産		<u>\$39,150,000</u>

Example 3では期末時点の当該情報を適用しているため、前述のように比較をおこなうために前年度の期首時点における正味資産の財政状況に関する情報は必要とされない。しかしながら、仮に期首時点における正味資産の財政状況を適用する場合には、20X2年度および20X3年度の期末時点における正味資産の変動について情報を開示する必要がある。こうすることで、年金給付に利用可能な正味資産の財政状況にかかる情報は、これを取り巻く利害関係者に対して大きく情報入手可能性を毀損することにはならないのである。

Example 3に示されているとおり、年金給付に利用可能な正味資産の変動については読み手となる利害関係者が当該期首時点から期末時点にかけて当該正味資産がどのように変動したかその主な原因を理解できるように作られている。この形式は、一般企業における財政状況の変化を示すステートメントと同様のものとなっている。

これを見て明らかなのは、当該正味資産の変動に大きな影響を与える要因としては、(1)投資活動による収入、(2)事業主および従業員からの拠出金、(3)退職従業員に対する年金給付額の支払い、(4)当該年度において発生した年金費用、となっていることがわかる。つまり、当該正味資産の増加額（あるいは減少額）は期首時点の正味資産の公正価値に、Example 3で示される期末時点の正味資産を考慮することで求められることとなるのである。

SFAS35は、情報利用者が当該事業年度において発生した重大な変化を特定できるように詳細に情報開示することを求めている。情報開示の方法については明確な指示がなされていないが、SFAS35のパラグラフ15では以下のTable 5に掲げる要因について情報開示することが求められる。

Table 5 開示すべき年金給付に利用可能な正味資産の変動要因

- (1)投資額にかかる重要なものについては、その項目ごとに現在時点と前期末時点の公正価値差異、また、未認識の利得または損失、認識された利得または損失、さらに公正価値の変化については、市場価値により公正価値を測定した投資額とそれ以外の価値測定により測定された投資額とに分けて開示
- (2)投資収入が上記(1)で示された公正価値の正味変化を考慮していない場合
- (3)事業主による拠出額が現金および非現金、あるいは全額が非現金である場合には、適当な公正価値を開示
- (4)従業員(加入者)による拠出額の積立が別立てで開示されている場合には、年金給付額として支払われたものも含めた、当該拠出額の増減額
- (5)他に確認された拠出額
- (6)従業員(加入者)に分配された給付額
- (7)保険契約に関する支払いが年金制度資産に含まれない場合、当該契約にかかる収入は保険会社へ支払われる契約費用に充当させられる場合には当該金額の開示
- (8)制度管理にかかる費用

当該正味資産の変動にかかる要因について開示を求めることにより、当該情報はより有用なものとなる。開示方法については、当該期首正味資産残高に期中変動を加減して期末

時点における正味資産の残高を明らかにするいわゆる報告式、あるいは増加要因および減算要因をそれぞれ両建てで示すいわゆるバランスシート式が考えられる。

Example 4 年金給付に利用可能な正味資産の変動ステートメント

【条件】

1. A社の年金基金は、20X3年12月31日に年金給付に利用可能な正味資産の変化状況を開示するために以下の情報を用意した。当該情報はSFAS35に沿ったものである。

2. 当該年金基金は、12月31日時点の給付情報を用いており、正味資産の変化については以下の項目を適用することとした。

(1)投資額にかかる公正価値の正味評価額	\$1,370,000
(2)投資額にかかる利息収入	987,040
(3)投資額にかかる配当金収入	1,064,250
(4)不動産にかかるレンタル収入	509,250
(5)当該事業年度の事業主による拠出金	6,000,000
(6)当該事業年度の従業員による拠出金	1,000,000
(7)加入者に対する直接給付支払額	3,897,206
(8)保険契約購入額	875,000
(9)当該制度にかかる管理費用	393,069
(10)投資にかかる費用	196,527
(11)当該事業年度の国庫補助金	300,000

3. 20X2年12月31日時点における正味資産額は\$33,281,262である。

A社の年金給付に利用可能な正味資産の変化状況  
(20X3年12月31日)

投資収入		
投資額にかかる公正価値の正味評価額	\$1,370,000	
投資額にかかる利息収入	987,040	
投資額にかかる配当金収入	1,064,250	
不動産にかかるレンタル収入	509,250	
	\$3,930,540	
△投資にかかる費用	(196,527)	
投資活動にかかる正味収入		\$3,734,013
当該事業年度の事業主による拠出金	\$6,000,000	
当該事業年度の従業員による拠出金	1,000,000	
当該事業年度の国庫補助金	300,000	
		7,300,000
当該事業年度における正味資産の増加額		\$11,034,013
加入者に対する直接給付支払額	3,897,206	
保険契約購入額	875,000	
当該制度にかかる管理費用	393,069	
当該事業年度における正味資産の減少額		(5,165,275)
当該事業年度における正味資産の純増加額		\$5,868,738
20X2年12月31日時点における正味資産額		\$33,281,262
20X3年12月31日時点における年金給付に利用可能な正味資産		\$39,150,000

Example 4 は、Example 3 を当該正味資産の増加要因および減算要因それぞれについて集計して期末時点における年金給付に利用可能な正味資産額を示したものである。

Example 3 と Example 4 の違いは、Example 3 が変動結果に力点が置かれているのに対し、Example 4 はその変動要因について力点が置かれている点で異なる。ただし、いずれの場合においても期末時点における当該正味資産の残高を明らかにしているため、別途、前期末時点との比較をおこなうためのステートメント作成の必要性は生じないこととなる。

それでは、つぎに当該制度における累積給付額にかかるステートメントについて見てみよう。正味資産ステートメントでは、従業員に対する債務を担保するだけの能力があるかどうかについて情報提供することが目的であった。これに対し、累積給付額にかかるステートメントでは従業員に対して、どれくらいの年金給付支払義務が生じているかを読み手に情報提供するものである。つまり、当該制度が保有する資産にかかる情報は、将来時点において従業員に対してどの程度の支払義務を負っているかを明らかに比較可能になってこそ有意なものとなる。

ここで、累積給付額とは企業年金が以下のグループに対する支払義務のある見積給付額のことである。すなわち、(1)すでに退職した従業員、(2)死亡加入者の遺族(3)現役従業員、および(4)(1)から(3)の各グループ以外の年金受給者を対象とした見積額である。会計学の基本的な思考としては過去の事象にかかる情報を扱うこととなるが、当該累積給付額の見積りにおいては、将来時点で支払うこととなる年金給付額を予測することとなる。つまり、当該累積給付債務の見積りについてはこれまでの会計学的思考を越える要素となる。そのため、FASBでは当該累積給付額の見積りにあたってアクチュアリー関与が必要であると認識した。

具体的には、当該制度にかかる会計処理においては、将来時点でいくらの年金給付額が発生するかについて、数理計算上の仮定を用いた計算をおこなう必要があり、現在時点に発生している給付額の現在価値は、当該将来時点からの割引現在価値計算により認識されることとなる。

SFAS35 のパラグラフ 22 では当該制度にかかる給付額の発生現在価値について、以下の項目についてもさらに明らかにすることを求めている。(1)給付情報日時点においてすでに年金受給権が確定している従業員に対する確定給付見積額、(2)(1)以外の確定給付見積額、および(3)年金受給権が未確定の加入者に対する給付見積額である。

ここで確定給付額 (Vested benefits) とは、すでに年金受給権が確定した部分にかかる発生給付見積額のことである。つまり、仮にいま当該従業員が退職したとしても、当該確定給付額については保証されていることとなる。したがって、累積給付額にかかる報告書の基本的なフォーマットは、上記(1)から(3)を含めたものとなるのである

さらに、当該ステートメントに示される財政状況に加えて、従業員自らの拠出金額の累

計額と、その拠出累計額に対する利息額を明らかにすべきであるとしている。つまり、当該拠出累計額について従業員にとって受取利息が発生している場合には、その利率についても明らかにすべきとされているのである。

累積給付額の測定は、以下の手順にしたがって計算される。まず、当該累積給付額の算定方法が適当であることを確実なものとする必要がある。これは、当該制度の基準内容などを参照しながら、従業員の役務提供に見合う各年の発生年金費用を計算根拠とすべきである。仮にこうした方法を採用できない場合には、SFAS35のパラグラフ17に示すTable 6の計算式およびTable 7の留意事項にしたがって累積給付額を算定せよと規定している。

Table 6 累積給付額の算定方法

(Formula 1) 給付日時点においてすでに年金受給権が確定している場合の仮定	
累積給付額の算定方法	$= \frac{\text{給付情報日時点における勤務年数}}{\text{加入者が権利確定するために必要な勤務年数}}$
(Formula 2) 給付日時点においてまだ年金受給権が確定していない場合の仮定	
累積給付額の算定方法	$= \frac{\text{経過勤務年数}}{\text{残存勤務年数}}$

Table 7 累積給付額測定における留意事項

- (1) 従業員の勤務年数、給与およびその他の要素については累積給付額算定の際に考慮すべきである。
- (2) 予測勤務年数は、障害、死亡、早期退職の場合にのみ適用すべきであり、当該事由については給付額を増額すべきである。(この事例については、SFAS35 Appendix AのItem 1および2を参照されたい)
- (3) 給付情報日までに生じた重要事項のために見積給付額が増加した場合にはこれを認識すべきである。当該事項には物価スライドによる買上げも含まれる
- (4) 当該保険契約が給付額に利用可能な正味資産に含まれない場合には、これによって保険会社から支払われる給付額については除外すべきである。
- (5) 給付情報日までにおこなった制度の重要な変更については考慮すべきではない。
- (6) 社会保障給付額の決定に際して予測される将来収入が必要とされる場合には、従業員給与を仮定すること。

つぎに数理計算上の仮定について見てみよう。累積給付額の決定については、当該給付額の数理的現在価値を計算する必要がある。この場合に、すべての数理計算は、将来事象の仮定に基づいて計算される。FASBは、SFAS35のパラグラフ20において、累積給付額の現在価値を計算する際の前提条件はTable 8のとおりである。

Table 8 累積給付額算定における前提条件

- (1)企業年金の継続性
- (2)アクチュアリーによって仮定される期待運用収益率は、実際の制度資産の運用によって得られる収益率を反映
- (3)インフレ率や期待運用収益率の仮定の一貫性
- (4)当該制度によって支払われる管理費用については、つぎの方法のいずれかについて説明すべき
  - (a)期待運用収益率の調整
  - (b)将来期間までに割り当てられる費用および当該費用の給付情報日における割引費用額

Table 8 の (4) についていずれか一方を選ぶのに際し、アクチュアリーは給付情報日時点に制度給付をおこなう保険契約分を含めたうえで、当該費用の決定による給付費用の見積もりをおこなうことも考えられる。この場合には、アクチュアリーによる追加的仮定にかかる情報を当該ステートメントに開示する必要が生じるとともに一般性のあるものでなければならないこととなる。

なぜなら、FASB は累積給付額が負債であるか否かについての問題について、SFAS35 公表当時、解決していなかったため当該情報の開示については流動的なものであった。したがって、FASB は給付額に利用可能な正味資産に関するステートメントにおいてこれを開示するか、これと独立したステートメントを作成するか、あるいはまたステートメントの注記事項としてこれを開示することといった複数の提案をしていたのである。

ここで、累積給付額の情報について独立したステートメントを作成する場合には、以下の Example 5 の様式によって情報開示されることとなる。

## Example 5 累積給付額に関するステートメント

## 【条件】

1. A社は、Example3および4の財務状況を利用して、SFAS35で推奨される財務諸表を開示する予定である。
2. 当該年金基金は累積給付額の現在価値を計算するためにアクチュアリーを採用した。なお、当該計算には12月31日時点における年金給付情報、およびこれに矛盾しない仮定を適用している。
3. アクチュアリーは、20X3年12月31日時点における累積給付債務(ABO)について以下の情報を年金基金へ提供した。

(1)現在、退職従業員に対して支払われている確定給付額	\$13,264,020
(2)その他すべての従業員に対する確定給付額	35,571,690
(3)未確定給付額	11,455,290

## A社の累積給付額にかかる財務状況

(20X3年12月31日)

## 累積給付額にかかる数理的現在価値

現在、退職従業員に対して支払われている確定給付額	\$13,264,020	
その他すべての従業員に対する確定給付額	35,571,690	
		\$48,835,710
未確定給付額		11,455,290
総累積給付額にかかる数理的現在価値		\$60,291,000

では最後に、累積給付額の変動にかかるステートメントについて見ていこう。累積給付額の変動にかかる情報の開示目的は、当該会計期間から次期において累積給付額がいくら増加（または減少）したかを情報利用者に明らかにすることを目的としている。SFAS35のパラグラフ 25 において、（1）制度改定、（2）制度改定の特徴（たとえば他の制度との合併など）、（3）累積給付額の見積もりに適用した仮定の変更、および（4）その他の重要事項の発生、などの事由が生じた場合には累積給付額の変化がもたらされるとしている。

当該会計基準は、また、当該会計期間における累積給付に加減する数理計算上の経験的利得および損失を別々ではなく合算して情報開示することを選択することもある。仮に当該会計期間において重要な事象が生じステートメントに開示すべき給付がおこなわれた場合に、さらに当該給付が制度資産から除外されるような契約を結んでいる場合には、保険会社によっておこなわれた給付行動を開示すべきである。さらに、当該契約について保険会社がおこなった給付状況についてもこれを含めるべきであるとしている。

累積給付額の変動にかかる情報は、ステートメントあるいは注記事項として開示することもある。仮に注記事項による開示を選択した場合には、当該年金基金は給付情報日における制度給付の現在価値を開示しなければならない。

ステートメントは期首時点の累積給付額から期末時点までに生じた当期の累積給付の増減額を調整して認識することとなる。またもう一つの方法は、正味変化方法を適用することとなるだろう。この方法では、累積給付額にかかる正味変動が最初に表示され、その計算額は期首時点の累積給付額を調整することで、期末時点における累積給付額の金額を算定することとなるだろう。具体的には、次頁の Example 6 のような認識方法となる。

## Example 6 累積給付額の変動に関するステートメント

## 【条件】

1. A社は、過去の事例に基づいてSFAS35にしたがった当該年金基金にかかる財務情報を開示することとした。
2. 当該年金基金は、12月31日時点における年金給付状況について累積給付額の現在価値を決めるためにアクチュアリーを採用した。アクチュアリーはSFAS35に沿った仮定を適用する。
3. 20X3年12月31日時点において、アクチュアリーは当該事業年度における累積給付額の変化について、以下の情報を当該年金基金に提供した。

(1)当該年金制度の累積給付額の現在価値の増加修正額	\$10,490,634
(2)数理計算上の仮定の変更による累積給付額の現在価値の減少額	4,521,825
(3)当該事業年度における累積給付額	3,858,624
(4)当該事業年度における年金給付支払額	4,340,952
(5)20X2年12月31日時点における累積給付額の現在価値	54,804,519

## A社の累積給付額変化にかかる財務状況

(20X3年12月31日)

期首時点の累積給付額の数理的現在価値		\$54,804,519
増減:		
当該年金制度の累積給付額の現在価値の増加修正額	\$10,490,634	
数理計算上の仮定の変更による累積給付額の現在価値の減少額	(4,521,825)	
当該事業年度における累積給付額	3,858,624	
当該事業年度における年金給付支払額	(4,340,952)	
当該事業年度における正味増加額		5,486,481
20X3年12月31日時点における累積給付額の現在価値		<u>\$60,291,000</u>

Example 6 は、FAS35 で例示されている累積給付額の変動に関するステートメントと同様である。また Example 6 で開示しきれない情報については、注記事項として開示することとなる。

SFAS35 のパラグラフ 27 および 28 では DB にかかる追加情報について定めている。まず、当該 DB にかかる会計方針について、つぎに投資額や保険契約にかかる公正価値を算定する方法についての仮定についても開示すべきである。また給付情報日までのあいだに仮定や方法に変更があった場合にはこれも追加情報として含めるべきである。

Table 9 注記事項による開示

- (1) 給付条件や権利確定条件など
- (2) 制度の大幅な修正
- (3) 加入者の権利に対する優先事項
- (4) 制度の修正および給付にかかる年金給付保証公社(PBGC)
- (5) 積立方針および当該方針の変更
- (6) 加入者による拠出額の算定方法
- (7) 当該基金における積立状況がERISAの求める最低限の条件に合致しているかどうか
- (8) 内国歳入庁(IRS)のからの最低積立条件に準拠していない場合の要件
- (9) 制度資産に含まれていない保険会社との契約およびその配当収入
- (10) 当該制度にかかる納税状況
- (11) 年金給付に利用可能な正味資産のうち5%以上の大口投資額の状況について
- (12) 当該制度と関係団体との間における不動産およびその他の取引
- (13) 当該制度にかかる財務状況を開示した後に発生した重大な後発事項

#### 4. おわりに

以上、いくつかの実務例を取り上げながら SFAS35 (ASC960-10-360) についてその目的と開示のあり方について分析してきた。会計学的には、APBO8 以降批判の多かった企業年金制度にかかる会計情報の開示不足に因應するため、制度を提供する企業における当該会計基準に先立って、年金基金の側から間接的に企業が抱える DB に対する責任を明らかにしようとしたと言えるだろう。また、その後の SFAS87 に先立って SFAS35 により多くの公正価値による認識および測定による会計処理が求められていった背景には、当該 DB にかかる財政状況の把握については、アクチュアリーによる数理計算が不可避であって、それまでの会計学的議論とは異なる次元において会計情報を作成しなければならない事情があった証左であると言える。そして、1974 年に施行された ERISA は、そうした数理計算に依拠して従業員（受給権者）の法的保護を企図したことで、必然的に SFAS87 はその枠組みを受け入れざるを得ない状況に追い込まれたと言えるだろう。そして、こうした数理計算を会計学の領域に取り入れることで、つぎのような問題に直面することもまた必然であった。

公正価値測定をベースとする現在価値会計は、資産および負債を評価基準として現在価値を適用し、経済的利益（あるいは損失）を算定する会計思考である。これはさらに資産および負債の評価基準として公正価値を適用することにより、将来の収入に対する現在価値を資産として認識するとともに、将来の資質に対する現在価値を負債として認識する会計思考である。当該 SFAS35 においては、前者が制度資産であり、後者が累積給付額（累積給付債務）それぞれの現在価値である。さらに現在価値会計は、企業全体の資産や負債

を対象として算定し、個々の資産や負債を測定対象とはしない。まさにこれこそが従前の会計思考と相容れない部分でもある。そうした意味で、従前の会計思考と現在価値会計による会計思考とのせめぎ合いは、現代会計において依然として残される論点でもある。

しかし、少なくとも SFAS35 は、後者、すなわち現在価値会計に基づく会計情報にこそ親和性が高かったことから、当該事業主の年金会計においてもそうした会計思考を受け入れる素地はできあがっていったと言えるだろう。そして、当該企業年金を取り巻く利害関係者にとっては、従前の会計思考よりも現在価値会計に基づく情報にこそ、利害調整機能を有するという判断の表れとなっているのである。一方、現在価値会計を利益計算の側から見てみると、当期の実現収入と将来収入の現在価値（公正価値）に対する利子分を収益として認識し、その実現収入に対応する費用の現在価値を認識することに加え、将来支出の現在価値に対応する利子分と実現支出を認識することとなる。

さらに、現在価値会計は、一般物価水準の変動、すなわち物価スライド調整をも考慮する会計思考であり、そこにおいて認識される収益および費用は経済的利益あるいは経済的費用である。また、現在価値会計が将来事象にかかる現在時点の情報により認識されていることから、その中身を精査すれば確実性のある仮定と不確実性のある仮定とに峻別され、とりわけ不確実性のある仮定については、それがより確実な仮定に更新される都度、当該情報もバージョンアップすることとなる。こうした現在価値会計による会計思考は、企業による経営意思決定（本稿においては DB にかかる事業主の責任）の点で、画期的な会計情報の提供と考える者と、会計学からの逸脱であると考えた者が依然混在することとなる。その意味で、いずれの会計思考が優れているかという議論ではなく、どちらの会計思考によった方が利害関係者にとっての利害調整機能として有益であるかによって、会計基準設定の方法論を探る道もあると判断することも可能であると理解される。

本稿は平成 25 年度札幌大学個人研究助成による研究成果である。

- 1 たとえば、Gersovitz, M., “Economic Consequences of Unfunded Vested Pension Benefits” , *NBER Working Paper No. 480*, May 1980 および Feldstein, M., and S. Seligman, “Pension Funding, Share Prices, and National Saving” , *NBER Working Paper No. 509*, July 1980 などを参照されたい。
- 2 それ以前の当該会計実務については、税務会計の影響下にあり、また多様な会計実務が存在した。詳しくは拙稿「米国年金会計の黎明期」札幌大学経済・経営学会『経済と経営』第40巻第1号、2009年10月、および「20世紀中葉における米国年金会計実務の多様性」札幌大学附属総合研究所『札幌大学総合研究』第4号、2013年3月を参照のこと。
- 3 DCにかかる事業主の会計処理は単純である。事業主の責任は単に毎年算定された拠出金額にしたがった費用支出をおこなったか否かのみである。つまり、当該DCにかかる事業主の責任は、算定された必要な拠出金額に満たない費用支出しかおこなわれていない場合の未払年金費用が負債として認識されるにとどまる。
- 4 「受益者」というと「プラスの利益を受ける者」と単純に理解されることもあろうかと思うが、ここでは「マイナスの利益」すなわち結果として「損失を被ること」も含まれる。たとえば、2001年に破綻した米国の多角的大企業であったエンロン（Enron）では、年金基金への拠出費用（年金基金側から見て信託財産）が分散しないように自社株を割り当てていた。そのため自社が破綻したとき従業員は自らの職ばかりではなく、退職後の年金のほとんどをも失う結果となった。
- 5 なお、以降の事例については、Jarnagin, B. D., “2008 U.S. Master GAAP Guide,” CCH, 2007, pp.820-837 に拠っている。
- 6 Codification 以降では、ASC715-20 に該当。
- 7 ここで財務会計と貨幣の時間価値について確認しておこう。Kieso, D. E., J. J. Weygandt and T. D. Warfield, *Intermediate Accounting 11th*, Springer, 2004（平野皓正、鉄羅造訳『アメリカ会計セミナー本編』シュプリンガー・フェアラーク東京、2004年、187-233頁）には、当該時間価値に関する説明が詳細かつ簡潔にまとめられている。財務会計と貨幣の時間価値は、以下にあるとおりである。

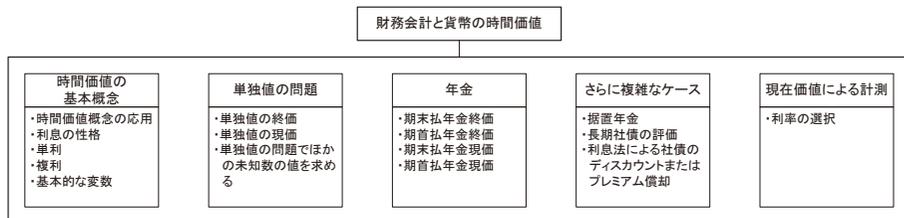


Figure 2 財務会計における貨幣の時間価値の利用

財務諸表にはさまざまな測定方法にもとづいて情報公開されることとなるが、当該価値測定は、その測定方法の一つである。ただし、今日、当該価値測定は現在価値測定の面で非常に幅広い会計基準において利用されている。とりわけ、本稿で取り扱っている退職給付や退職後給付に係る会計事象については、当該現在価値測定が基準そのものの重要な論点となっている。

つまり、時間価値測定については①一定の値が所定の期間、所定の金利で投下された場合には将来価値を求めるものと、②将来の一定値から所定の期間、所定の金利で割り引いて現在価値を求めるものとの2つのカテゴリー—いずれかに属することとなる。本稿で取り扱う市場性のない公正価値については、②の割引現在価値計算にしたがって認識することとなる。

また割引現在価値計算では、さらに2つに分類される。一つは期首払年金現価（Present Value of

an Annuity Due) であり、もう一つは期末払年金現価 (Present Value of an Ordinary Annuity) である。とくに退職給付および退職後給付にかかる現在価値計算にあつては、当該期末払年金現価の考えに沿って計算されることとなる。期末払年金現価はいま複利で投資された場合に、将来何回かにわたって発生させる複利計算によって、発生させる予定の金額になるためには期末時点でいくらの金額が必要かを求める計算であり割引期間と同じくなる。また期首払年金原価は期首時点でいくらの金額が必要かを求めるため、割引期間は期末払年金現価の計算時に比べ割引期間が1回少なくなる。

8 Codification 以降では、ASC325-10, 450-10, and 944